

いわての「コミュニティ・スクール」

4 地域学校協働活動・地域学校協働本部

- 「地域学校協働活動」は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えとともに、**地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動**のことであり、**その地域の推進体制が「地域学校協働本部」**です。
- 教育振興運動が充実している地域や学校では、その**実践組織が中心**となって様々な**地域学校協働活動が展開**されています。
- 「地域学校協働活動推進員」は、**従来の「コーディネーター」**であり、**学校の「地域連携窓口教員」と連絡調整を図りながら**、地域学校協働活動の企画や運営等、**中心的な役割**を担います。

5 学校運営協議会の協議事項と留意点

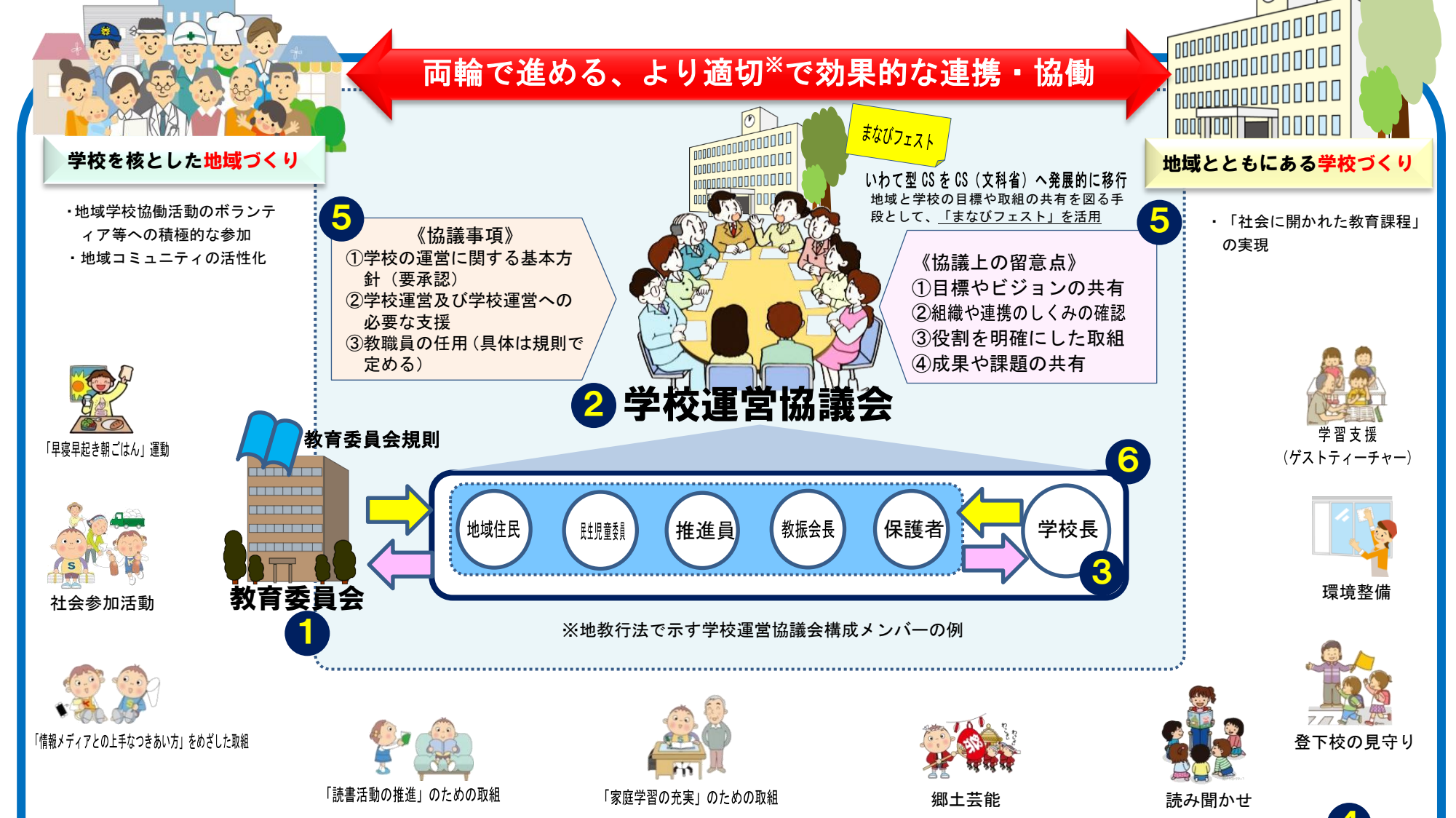
- 協議事項（③について）
教職員の任用に関する意見の対象として、教育委員会規則で定める事項の具体的な内容は、各教育委員会の判断に委ねられるものですが、例えば、**学校運営協議会の趣旨を踏まえ、「学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に限ること」**や、「**個人を特定しての意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ること**」などが想定されています。
- 留意点
学校運営協議会は、保護者・地域住民等が学校運営協議会に参画し、**目標やビジョンを共有**することを可能とする仕組みです。また、この協議会の設置により、**地域と連携した取組が組織的・継続的に**行えることや、**学校に対する保護者や地域の理解が深まる**など、学校運営の改善に関する成果が期待されています。

6 学校運営協議会の設置例

- 既存の「**教育振興運動実践組織**」を法律が示す「**運営協議会**」の構成員に照らして移行させる方法が考えられます。
- 既存の「**学校評議員**」や「**学校評価委員会**」等を、法律が示す構成員を増やして、「**学校運営協議会**」に発展させる方法が考えられます。
- 協議内容を、「**学校評価**」等の限定されたものから、**法律が示す協議内容に発展させて実施**することができます。
- 協議する際は、構成員が学校運営への参画意識をもち「**学校の求めに応じた意見**」から、「**積極的に意見する**」ことに留意する必要があります。

4 教育振興運動実践組織
地域学校協働活動推進員
・学校や公民館、町内会等、学校や地域の状況に応じて組織されています。

地域学校協働本部
・学校に置く場合が多いですが、教育委員会に置くことも可能です。



地域や学校の実状に応じた地域学校協働活動の充実を図ります。

・学校運営協議会で決定した事項を「**地域学校協働本部**」や「**教育振興運動実践組織**」が中心となって具現化に努めます。

連携・協働の推進体制整備

教育振興運動

・本県の地域と学校の連携・協働の基盤となる運動。地域や学校の実状に応じて、理念や既存の取組を積極的に活用します。

1 教育委員会

- 教育委員会規則で定めるところにより、その所管する学校ごとに**学校運営協議会を置く**ように努めなければなりません。
- 2つ以上の学校に、1つの**学校運営協議会**を置くことも可能です。
- 対象学校の職員の任命権者は、**当該職員の任用に当たっては、運営協議会から述べられた意見を尊重**するようにします。
- 学校運営協議会の運営が適性を欠くことにより、対象学校運営に現に支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合においては、**当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければなりません**。

2 学校運営協議会

- 学校運営協議会は、当該学校の**運営及び運営に必要な支援**に関して協議する機関です。
- 学校運営協議会の委員は、**教育委員会が任命**します。
- 対象校の**校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることが**できます。
- 学校運営協議会は、当該学校の**運営及び運営に必要な支援**に関し、**学校の所在する地域の住民、在籍する児童生徒、保護者その他の関係者の理解を深める**ようにします。
- 学校運営協議会は、**学校との連携・協力の推進のため、対象学校の運営及び運営に必要な支援に関する協議の結果等の情報の積極的な提供に努める**ようにします。

3 校長の役割

- 運営協議会の委員の任命に関する意見を**教育委員会に申し出ることが**できます。
- 学校の運営に関して、**教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針**を作成します。
- 作成した基本的な方針を**学校運営協議会**で説明し、承認を得るようにします。
- あくまでも学校の**運営責任者は校長**であり、**学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません**。

※地域と学校の連携・協働にあたっては、地域や学校の規模等の実状をふまえ学校の過負担とならないよう十分に留意し、現在全国的に取り組まれ始めている「働き方改革」の取組状況を念頭に置きながら適切に進めることが大切です。